

# 関西学院大学大学院学則

## 第1章 総則

**第1条** 本大学院は学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、専門の学科を教授研究し、深広な学識と研究能力とさらに進んで研究指導能力を養い、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うとともに、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶し、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、専ら高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

**第2条** 本大学院に修士課程、博士課程(前期課程、後期課程)及び専門職学位課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、専ら高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

**第3条** 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の別
神学研究科	神 学	博士課程
文学研究科	文化歴史学 総合心理科学 文学言語学	博士課程
社会学研究科	社 会 学	博士課程
法学研究科	法 学・政 治 学	博士課程前期課程
	政 治 学 基 础 法 学 民 刑 事 法 学	博士課程後期課程
	経 济 学	博士課程
	商 学	博士課程
理工学研究科	数 理 科 学	博士課程
	物 理 学	
	化 学	
	生 命 科 学	
	情 報 科 学	
	人間システム工学	

研究科名	専攻名	課程の別
総合政策研究科	総 合 政 策	博 士 課 程
言語コミュニケーション文化研究科	言語コ ミュニケーション文化	博 士 課 程
人間福祉研究科	人 間 福 祉	博 士 課 程
教育学研究科	教 育 学	博 士 課 程
国際学研究科	国 際 学	博 士 課 程
司法研究科	法 务	専門職学位課程
経営戦略研究科	経 営 戰 略	専門職学位課程
	会 計 専 門 職	
	先 端 マ ネ ジ メ ント	博 士 課 程

2 専門職大学院学則は別に定める。以下、本大学院学則には専門職大学院を含まない。

3 研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別表のとおりとする。

**第4条** 本大学院各研究科の修士課程の標準修業年限は2年、博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 博士課程はこれを前期2年及び後期3年の課程に区分する。ただし、経営戦略研究科先端マネジメント専攻は、後期3年の課程のみの博士課程とする。

3 博士課程前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

**第5条** 本大学院の目的を達成し、学生の研究指導を行うために、図書館及び各研究科にその専攻部門に応じて研究室を置く。

2 図書館及び研究室に関する規程は別にこれを定める。

**第6条** 本大学院学生の定員を次のとおりとする。

博士課程前期課程・修士課程



8 その他研究科に関する事項

**第10条** 本大学に大学評議会を置く。

2 大学評議会は次の評議員をもって組織する。

- 1 学長
- 2 副学長 3名
- 3 各学部長
- 4 独立研究科委員長
- 5 専門職大学院各研究科長
- 6 大学図書館長
- 7 全学から選挙により選出された10名の教授又は准教授

**第11条** 大学評議会は次の事項を議決する。

- 1 大学院学則、大学院学則、専門職大学院学則及び大学全般にわたる諸規程のうち、教育・研究に関する諸規程の制定・改廃に関する事項
  - 2 教育・研究に関する重要な施設の設置・廃止に関する事項
  - 3 教員人事の基準に関する事項
  - 4 各学部、研究科、研究所及びその他これに準ずる機関の人員に関する事項
  - 5 学生定員に関する事項
  - 6 大学全般に関する重要事項で出席評議員の過半数が必要と認める事項
  - 7 その他学長が必要と認める事項
- 2 大学評議会は次の事項を審議する。
- 1 大学全体の教学上の方針及び将来構想に関する事項
  - 2 大学の予算編成の方針に関する事項
  - 3 その他学長が諮問する事項
- 3 大学評議会に関するその他の規定は別にこれを定める。

### 第3章 教育課程

**第12条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という)によって行うものとする。

- 2 本大学院の授業科目は各研究科における授業科目と大学院共通科目からなるものとする。
- 3 各研究科の授業科目及び大学院共通科目の単位の基準は、学部の授業の単位の基準に準ずる。
- 4 本大学院の博士課程前期課程・修士課程における授業科目の成績評価は、S(90点以上)・A+(85点以上)・A(80点以上)・B+(75点以上)・B(70点以上)・C+(65点以上)・C(60点以上)・F(60点未満)をもってあらわし、S・A+・A・B+・B・C+、及びCを合格とする。
- 5 前項の成績評価に対してグレードポイントを与える。S(90点以上)は4.0、A+(85点以上)は3.5、A(80点以上)は3.0、B+(75点以上)は2.5、B(70点以上)は2.0、C+(65点以上)は1.5、C(60点以上)は1.0、及びF(60点未満)は0とする。
- 6 本大学院の博士課程後期課程における授業科目の成績評価は、優(80点以上)・良(70点以上)・可(60点以上)、及び不可(60点未満)をもってあらわし、優良可を合格とする。

**第13条** 各専攻における大学院指導教員のうちから各学生の研究指導を担当する指導教員(以下「指導教員」という)を定める。

**第14条** 各研究科における専修科目(必修及び選択必修科目)以外の授業科目は、指導教員の指示に従って当該研究科の授業科目のうちから選択履修しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、各研究科における選択科目として、大学院共通科目、他の研究科の授業科目及び他の大学院の授業科目を履修することができる。ただし、他の研究科の授業科目又は他の大学院の授業科目を履修する場合は、他の研究科委員会、研究科教授会又は他の大学院の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により修得した単位については、博士課程前期課程又は修士課程においては10単位までを所定の単位数に算入することができる。
- 4 研究科は、指導教員が教育上特に必要と認めた場合、研究科委員会の承認を得て、当該学生が本大学院に入学する前に大学院において修得した単位を当該研究科博士課程前期課程、修士課程又は博士課程後期課程において修得した単位として認定することができる。





















マルチメディア工学特論	2	メカノシステム特論	2	情報ネットワーク特論	2
知的財産特論	1	研究開発型ベンチャー創成	2	人間システム工学特殊講義Ⅰ	1
人間システム工学特殊講義Ⅱ	1	人間システム工学特殊講義Ⅲ	1		
<b>2 教職関連科目</b>					
アルゴリズム理論特論	2	計算幾何学特論	2	離散数学特論	2
知識情報処理特論	2	システム設計特論	2	情報理論特論	2
データマイニング特論	2	分散処理システム特論	2	モバイル通信特論	2
マルチスケールシミュレーション特論	2	情報科学特殊講義Ⅰ	2	情報科学特殊講義Ⅱ	2
情報科学特殊講義Ⅲ	2	情報科学特殊講義Ⅳ	2	代数数学特論	I 2
代数数学特論Ⅱ	2	代数幾何学特論Ⅰ	2	代数幾何学特論Ⅱ	2
微分幾何学特論Ⅰ	2	微分幾何学特論Ⅱ	2	多様体特論	I 2
多様体特論Ⅱ	2	解析学特論Ⅰ	2	解析学特論Ⅱ	2
偏微分方程式特論Ⅰ	2	偏微分方程式特論Ⅱ	2	確率論特論	I 2
確率論特論Ⅱ	2	数値解析特論Ⅰ	2	数値解析特論Ⅱ	2
最適化数学特論Ⅰ	2	最適化数学特論Ⅱ	2	非線形問題特論	I 2
非線形問題特論Ⅱ	2	金融・保険数学特論Ⅰ	2	金融・保険数学特論Ⅱ	2

**3 研究科目**

文 献 演 習 4 特 別 実 験 及 び 演 習 1

**2 博士課程後期課程****1 数理科学専攻**

特別研究

**2 物理学専攻**

特別研究

**3 化学専攻**

特別研究

**4 生命科学専攻**

特別研究

**5 情報科学専攻**

特別研究

**6 人間システム工学専攻**

特別研究

**第32条** 学生は入学後所定の期日内に各専攻における大学院指導教員のうちから指導教員を定め、その指導のもとに授業科目の選択及び学位論文の作成などを行うものとする。

**第33条** 前期課程の必要修得単位数は30単位とし、文献演習4単位、特別実験及び演習(ただし数理科学専攻は数理科学基礎研究)12単位を必修科目とする。

**2** 前期課程情報科学専攻および人間システム工学専攻において、専攻科目より8単位以上修得しなければならない。なお、教職関連科目、他専攻および他研究科の科目を修得した場合は、6単位までを必要修得単位数に含むことができる。

**3** 英語修士コースおよびサティヤ・ワチャナ・キリスト教大学とのツイニングプログラムにおいて修得すべき授業科目については、別途定める。

**4** 後期課程において履修すべき授業科目については、指導教員の指導によって、これを定めるものとする。

## 第9節 総合政策研究科

**第34条** 総合政策研究科における授業科目並びにその単位数を次のとおりとする。

**総合政策専攻****1 博士課程前期課程**

政策科学研究法	2	Surveying Academic Literature	2	政策デザイン論	2
公共政策分析法	2	政策分析・評価法	2	行動・環境科学研究法	2
社会データ分析法	2	公共哲学研究	2	環境政策分析法	2
ローカルガバナンス	2	設計技法論	2	環境計画技術論	2



社会言語学 2 心理言語学 2 言語障害学 2  
 バイリンガリズム 2

**言語文化学領域科目**

言語文化学 2	比較文化学 2	キリスト教文化 2
言語と多文化主義 2	異文化理解 2	メディア&カルチャーA 2
メディア&カルチャーB 2	メディア&カルチャーC 2	メディア&カルチャーD 2
多言語主義・多文化共生 2	日本文化論 2	英語圏文化学 A 2
英語圏文化学 B 2	フランス語圏文化学 A 2	フランス語圏文化学 B 2
ドイツ語圏文化学 A 2	ドイツ語圏文化学 B 2	中国語圏文化学 A 2
中国語圏文化学 B 2		

**言語教育学領域科目**

言語教育学 2	第二言語習得 2	言語学習心理学 2
カリキュラムデザイン 2	授業分析 2	教育評価 2
言語教育研究法 2	英語教育法 2	英語教育教材研究 2
小学校英語教育実践 2	早期英語教育理論 2	英語教育実践 2

**日本語教育学領域科目**

日本語教育研究A(日本語教育学) 2	日本語教育研究B(音声教育) 2
日本語教育研究C(文字・表記教育) 2	日本語教育研究D(語彙・文法教育) 2
日本語教育研究E(文章・談話教育) 2	日本語教育研究F(言語習得と日本語教育) 2
日本語教育研究G(言語社会と日本語教育) 2	日本語教育研究H(教育トピックス) 2
日本語教育研究I(翻訳論) 2	日本語教育研究J(日本語と中国語の翻訳研究) 2
日本語教育研究K(英語と日本語の翻訳研究) 2	日本語教育研究L(日本語調査・分析法) 2

**演習科目**

研究演習 I 2	研究演習 II 2	課題研究 2
----------	-----------	--------

**2 博士課程後期課程**

**研究指導**

**第38条** 学生は入学後所定の期日内に大学院指導教員のうちから指導教員を定め、その指導のもとに授業科目の選択、論文の作成などを行うものとする。

**2 博士課程前期課程**には、言語科学、言語文化学(英語)、言語文化学(フランス語)、言語文化学(ドイツ語)、言語文化学(中国語)、言語文化学(多言語多文化学際)、言語教育学、日本語教育学の8つのプログラムを設ける。

**3 博士課程前期課程**の必要修得単位数は30単位とし、言語科学、言語文化学(英語)、言語文化学(多言語多文化学際)、言語教育学の4プログラムは研究演習8単位または課題研究4単位を、言語文化学(フランス語)、言語文化学(ドイツ語)、言語文化学(中国語)、日本語教育学の4プログラムは研究演習8単位を必修とする。

**4 博士課程後期課程**において履修すべき授業科目については、指導教員の指導によって、これを定めるものとする。

## **第 11 節 人間福祉研究科**

**第39条** 人間福祉研究科における授業科目並びにその単位数を次のとおりとする。

**人間福祉専攻**

**1 博士課程前期課程**

**専門基礎科目**

人間福祉文献研究(英語) 2

**専門選択科目**

社会福祉学理論研究 2	社会福祉思想史研究 2	高齢者福祉研究 2
子ども家庭福祉研究 2	障害者福祉研究 2	保健医療福祉研究 2
ソーシャルワーク実践研究 2	ソーシャルワークEBP研究 2	ジェンダー福祉研究 2
福祉行政財政研究 2	福祉情報研究 2	福祉国家研究 2
国際福祉研究 2	社会起業研究 2	社会的排除研究 2
非営利マネジメント研究 2	地域福祉研究 2	健康科学研究 2





## 第 14 節 経営戦略研究科

**第45条** 経営戦略研究科先端マネジメント専攻における授業科目並びにその単位数を次のとおりとする。

博士課程後期課程

先端マネジメント特殊研究(経営)	2	先端マネジメント特殊研究(マーケティング)	2
先端マネジメント特殊研究(ファイナンス)	2	先端マネジメント特殊研究(テクノロジー・マネジメント)	2
先端マネジメント特殊研究(アントレプレナーシップ)	2	先端マネジメント特殊研究(財務会計)	2
先端マネジメント特殊研究(管理会計)	2	先端マネジメント特殊研究(監査)	2
先端マネジメント特殊研究(行政経営)	2	先端マネジメント特殊研究(企業法)	2

研究指導導

**第46条** 学生は入学後所定の期日内に大学院指導教員のうちから指導教員を定め、その指導のもとに授業科目の選択及び学位論文の作成などを行うものとする。

2 履修すべき授業科目については、指導教員の指導によって、これを定めるものとする。

## 第 15 節 教職課程

**第47条** 本大学院において教育職員免許状(幼稚園専修、小学校専修、中学校専修及び高等学校専修)を取得しようとする者は、各研究科配当の関係科目中から教育職員免許法及び同施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。ただし、幼稚園教諭1種、小学校教諭1種、中学校教諭1種及び高等学校教諭1種普通免許状の取得資格を有する者に限る。

2 大学及び各研究科における教員養成に関する目的については、別に定める。

**第48条** 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。

研究科名	専攻名	免許状の種類	
神学	神学	中学校専修	宗教
		高等学校専修	宗教
	文化歴史学	中学校専修	社会
		高等学校専修	地理歴史 公民
	総合心理科学	中学校専修	社会
		高等学校専修	公民
	文学言語学	中学校専修	国語
		高等学校専修	国語
		中学校専修	英語
		高等学校専修	英語
		中学校専修	フランス語
		高等学校専修	フランス語
		中学校専修	ドイツ語
		高等学校専修	ドイツ語
社会学	社会学	中学校専修	社会
		高等学校専修	公民
法学	法学・政治学	中学校専修	社会
		高等学校専修	公民
経済学	経済学	中学校専修	社会
		高等学校専修	地理歴史 公民
商学	商学	高等学校専修	商業
	数理科学	中学校専修	数学
		高等学校専修	数学
	物理学	中学校専修	理科
		高等学校専修	理科
	化学	中学校専修	理科
		高等学校専修	理科
	生命科学	中学校専修	理科

		高等学校専修 理科
情報科学	中学校専修 数学	
	高等学校専修 数学	
	高等学校専修 情報	
総合政策	人間システム工学	高等学校専修 情報
	総合政策	中学校専修 社会 高等学校専修 公民 高等学校専修 情報
	言語コミュニケーション文化	中学校専修 英語 高等学校専修 英語
教育学	人間福祉	高等学校専修 福祉
	教育学	幼稚園専修 小学校専修 中学校専修 社会 高等学校専修 公民

## 第4章 課程の修了

**第49条** 本大学院博士課程前期課程又は修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士課程前期課程又は修士課程の目的に応じ、専門外国語学力の認定、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

なお、当該博士課程前期課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、次の試験及び審査の合格を、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代えることができることする。

- 1 各専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びにそれに関連する分野の基礎的素養に関する試験
- 2 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力に関する審査

2 修士論文・修士最終試験については、別にこれを定める。

**第50条** 本大学院博士課程に5年以上(博士課程前期課程又は修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む)在学し、必要な研究指導を受けた上、専門外国語学力の認定、博士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。ただし、在学期間に關しては、とくに優れた研究業績をあげた者については、博士課程に3年(博士課程前期課程2年又は修士課程2年を含む)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士課程前期課程又は修士課程を在学1年以上で修了した者の在学期間に關しては、博士課程前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、博士課程に3年(博士課程前期課程又は修士課程における在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者の在学期間に關しては、3年以上とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、専門職学位課程を修了した者の在学期間に關しては、3年(専門職大学院設置基準による法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年)以上とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者の在学期間に關しては、3年以上とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

6 博士論文・博士最終試験については、別にこれを定める。

**第51条** 本大学院における最長在学年数は、博士課程前期課程又は修士課程にあっては5年、博士課程後期課程にあっては6年とする。

## 第5章 修士学位・博士学位

**第52条** 本大学院において各研究科の課程を修了した者に、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 第1項に定める者のほか、本大学院に博士論文を提出して、本大学院の行う博士論文の審査及び所定の試験に合格し、前項の者と同等以上の学力があると認められた者に博士の学位を授与する。
- 3 学位に関する規程は、本章に定めるもののほか、別にこれを定める。

## 第6章 入学・編入学及び進学

**第53条** 本大学院に入学して博士課程前期課程又は修士課程を修め得る者の資格は次のとおりとする。

- 1 学士の学位を有する者または大学を卒業した者
- 2 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと当該研究科において認められた者
- 3 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
- 5 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 6 外国において、学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと当該研究科において認められた者
- 7 外国の学校が行う通信教育により学校教育における16年の課程を修了した者
- 8 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして文部科学大臣が指定した教育施設で、16年の課程を修了した者
- 9 文部科学大臣の指定した者

**第54条** 本大学院の博士課程前期課程又は修士課程への編入学については次のとおりとする。

- 1 研究科は、他の大学院の博士課程前期課程又は修士課程を1学期間以上修了した者から、本大学院に編入学の願い出がある場合、審査の上これを許可することができる。
- 2 編入学者の修業年限及び在学年限については、本学則第49条、第50条、第51条を基準に当該学生の入学前の課程を勘案し、研究科で決定する。

**第55条** 本大学院に入学して博士課程後期課程を修め得る資格は次のとおりとする。

- 1 修士の学位を有する者
- 2 専門職学位を有する者
- 3 第1号又は第2号と同等以上の外国の学位を有する者
- 4 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

**第56条** 本大学院の博士課程後期課程への編入学については次のとおりとする。

- 1 研究科は、他の大学院の博士課程後期課程またはこれに準ずる課程を1学期以上修了した者から、本大学院に編入学の願い出がある場合、審査の上これを許可することができる。
- 2 編入学者の修業年限及び在学年限については、本学則第50条及び第51条を基準に当該学生の入学前の課程を勘案し、研究科で決定する。ただし、本大学院の博士課程後期課程には1年以上在学するものとする。

**第57条** 本大学院の入学時期は毎年4月および9月とする。

- 2 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続を行うものとする。
- 3 前項の志願者(博士課程前期課程から後期課程への進学志願者を含む)については、所定の選抜試験を行い、許可又は不許可を決定する。
- 4 入学に関する手續は、別にこれを定める。

## 第7章 留学・休学・転学・退学及び除籍

**第58条** 研究科は、本学と協定のある外国の大学の大学院又は本学が認定する外国の大学の大学院等へ留学を希望する者に対し、選考の上これを許可することができる。

- 2 留学の種類は、交換留学及び認定留学とする。
- 3 研究科は、当該学生が留学先大学院等で修得した単位については、本学則第14条第3項の規定を

適用し、当該研究科において修得した単位として認定することができる。

4 留学の期間は、1学期間又は2学期間とし、その期間を本学における在学年数に算入することができる。

5 交換留学及び認定留学に関する規程は、別にこれを定める。

**第59条** 病気その他の事由によって休学しようとする者は、所定の休学願を春学期又は秋学期の各授業開始後1カ月以内に所属研究科委員長に提出して許可を得なければならない。

2 休学開始の時期は、春学期又は秋学期の各開始日とする。

3 休学の期間は、1年間又は1学期間とする。

4 許可された休学期間の経過後も継続して休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前にあらためて休学願を提出しなければならない。

5 休学し得る期間は、各課程それぞれ原則として通算2年以内とする。ただし、母国の兵役による休学は、2年を上限としてこの期間に算入しない。

6 休学期間は、在学期間に算入しない。

**第60条** 病気その他の事由によって本大学院を退学しようとする者は所定の退学願を所属研究科委員長に提出して許可を得なければならない。

2 退学の日付は、学費既納者については研究科委員会が承認した退学日とし、学費未納者については学費納入済みの学年又は学期の末日とする。

**第61条** 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

1 休学期間が通算2年を経過してなお復学又は退学しない者(ただし、母国の兵役による休学は、2年を上限としてこの期間に算入しない)

2 第51条に定める在学年限を超えてなお退学しない者

3 大学院学費納付規程第8条に該当する者

**第62条** 休学した者が、復学しようとする場合は、原則として休学期間満了前に所定の復学願を所属研究科委員長に提出し、許可を得なければならない。

2 復学の時期は、春学期又は秋学期の各開始日とする。

**第63条** 退学者又は除籍者が再入学しようとする場合は、再入学しようとする学期の開始日から1カ月前までに所定の再入学願を提出しなければならない。

2 退学者又は除籍者が再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て許可することができる。ただし再入学は退学又は除籍の日から博士課程前期課程又は修士課程にあっては2年以内、博士課程後期課程にあっては3年以内に願い出るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、博士課程後期課程に3年以上在学後退学した者が博士論文を提出する場合、学位規程第7条第2項のための備考に定めるもののほか、再入学は後期課程入学後6年以内とする。

**第64条** 本大学院から他の大学院に転学する者は所定の手続を行わなければならない。

2 転学に関する手続は別にこれを定める。

## 第8章 学年・学期及び休日

**第65条** 本大学院の学年は4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日から9月19日までを春学期、9月20日から翌年3月31日までを秋学期とする。

**第66条** 本大学院の休業日を次のとおりとする。

1 国民の祝日に関する法律に規定する休日

2 日曜日

3 関西学院創立記念日(9月28日)

4 夏季休業8月6日から9月19日まで

5 冬季休業12月24日から1月5日まで

6 春季休業2月14日から3月31日まで

2 学長は大学評議会の議を経て、第1項に規定する休業日を変更し、授業日とすることができます。

3 学長は大学評議会の議を経て、第1項に規定する休業日を別の日に変更することができる。また臨時に休業日を定めることができる。

## 第9章 学費

**第67条** 学費は、入学金、授業料、研究資料費、実験実習費、教育充実費その他をいう。

2 学費は、納入後、いかなる理由があつても返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、入学金を除く学費について、所定の手続を行った場合は、返還に応じるものとする。なお、返還申請締切日は次のとおりとする。

1 春学期入学 当該入学年3月31日

2 秋学期入学 当該入学年9月15日

4 学費の納付に関する規程は、別にこれを定める。

## 第 10 章 大学院研究員・委託生・聴講生・科目等履修生・特別学生・交換学生及び短期留学生

**第68条** 本大学院博士課程における標準修業年限を終了し退学後、学位論文作成のため引き続き研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該研究科において選考の上、これを大学院研究員とすることができる。

2 大学院研究員に関する規程は、別に定める。

**第69条** 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上委託生としてこれを許可する。

**第70条** 本大学院の特定授業科目について聴講を希望する者があるときは、選考の上聴講生としてこれを許可する。

2 聽講生の聴講し得る授業科目の科目数及び単位数は、各研究科の定めるところによる。

3 聽講生はその聴講科目につき試験を受けることができる。

4 試験に合格した者には願い出があれば証明書を交付する。

**第71条** 研究科は、当該研究科の特定の授業科目又は複数科目からなるコースの履修及び単位の修得を希望する者に対し、選考の上科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生の履修し得る授業科目の科目数及び単位数は、各研究科の定めるところによる。

3 研究科は、科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け、合格したときは所定の単位を与えるものとする。

**第72条** 本学則第53条又は第55条の資格を有する者は当該研究科に欠員がある場合に限り選考の上、特別学生として入学を許可することができる。ただし、入学後成績特に優秀な者は研究科委員会の決定により正規の学生とすることができます。

2 特別学生が修士の学位を授与されるためには正規の学生となってから1学期間以上の在学期間を要する。

**第73条** 本学と協定のある外国の大学の大学院学生で、本学の授業科目の履修を希望し、当該大学の推薦のある者は、所属を希望する本学大学院研究科委員会の承認を経て、交換学生として入学を許可することができる。

2 研究科は、外国の大学の大学院等から要請があり、当該学生の教育上及び研究上有益であると認めめた場合は、短期留学生として入学を許可することができる。

3 交換学生及び短期留学生に関する規程は、別にこれを定める。

**第74条** 本章に定めるほか大学院研究員・委託生・聴講生・科目等履修生・特別学生・交換学生及び短期留学生については、本学則の他の各章の規定を準用する。

## 第 11 章 賞 罰

**第75条** 品行方正、学術優秀、志操堅固な者はこれを表彰する。

**第76条** 本学則又は規則に背き、その他学生の本分にもとる行為をなした者は、その輕重によりこれを懲戒する。

2 懲戒は譴責・謹慎・停学及び退学の4種とする。

ただし、退学は次の場合に限る。

1 性行不良で改善の見込がないと認められた者

2 学力劣等で成業の見込がないと認められた者

3 正当の理由がなく出席が常でない者

4 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第12章 学生心得

**第77条** 学生は、次に掲げる事項を守り、本大学院設立の根本精神を体得するように努めなければならない。

- 1 常に広い視野に立って専門学術を研究し、精深な学識を涵養するに努めること
- 2 人格の本義を認め、キリスト教主義により人格の完成を期すこと
- 3 自由自治の本領に立ち、本大学院学風の振興に努めること
- 4 学則及び諸規則を守り、つねに品位と秩序を保つこと
- 5 努めて禁酒・禁煙を守ること

### 附則

1 この学則は、2015年(平成27年)4月1日から改正施行する。

2 次の研究科又は専攻に、大学院設置基準第14条(教育方法の特例)を適用する課程を置く。

文学研究科総合心理科学専攻博士課程前期課程、法学研究科博士課程前期課程、経済学研究科博士課程前期課程、総合政策研究科博士課程前期課程、言語コミュニケーション文化研究科博士課程前期課程、経営戦略研究科専門職学位課程、経営戦略研究科博士課程後期課程

## 第1章 総則のための備考

1 第3条第3項に定める別表を次のとおりとする。

神 学 研 究 科	<b>神学研究科</b> 神学研究科は、関西学院創立時の基本理念を継承し、キリスト教会やキリスト教主義学校教育、社会福祉や社会活動などの領域において指導的な役割を果たすことができる、高度な専門的知識を具えた職業人を育成することを目的とする。併せて、幅広くキリスト教に関する知見を具え、多元化社会において深い見識の下、具体的な社会や世界の問題を見出し、これと取り組み、解決できる人材を育成することを目的とする。
文学 研 究 科	<b>文化歴史学専攻・総合心理科学専攻・文学言語学専攻</b> 人文科学の深い学識に裏付けられた人間形成と、卓抜した水準における学術研究を通じた社会への貢献を目的とする。そのためには、人文科学の領域において、現代の高度な学問の進展に応じた研究を推進し、人格を陶冶するとともに、その研究の成果を学界、教育界、一般社会に還元することが必要である。具体的には、それぞれの学術領域に大きな貢献をなしうる専門的研究者を養成すること、高い専門性を活かして実社会の様々な場所で活躍することのできる高度専門職業人を養成すること、そして知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人間を育成すること、のそれぞれを重視する。 以下に専攻ごとの目的を掲げるとともに、さらに三専攻に共通する目標を示す。 <b>文化歴史学専攻</b> 文化歴史学専攻は、真・善・美の理想を求めて空間と時間の中を生きる人間の基礎的構造及び歴史について、高度な教育研究を行う。 <b>総合心理科学専攻</b> 総合心理科学専攻は、現代社会に生きる人間の心理的諸相について、認知・行動・発達の観点から、そのるべきあり方や病理を含めて、高度な教育研究を行う。 <b>文学言語学専攻</b> 文学言語学専攻は、言葉を持ち文化を形成する人間の営為について、文学と言語の両面から高度な教育研究を行う。 <b>共通の目標</b> 前期課程では、研究者養成の第一段階として、後期課程に連携する研究教育を行うとともに、高い学識と豊かな創造性を携えて社会に貢献できる人間を育成する。後期課程では、高度な研究の継承と推進を行う博士号を持つ優れた研究者を養成する。

社会学研究科	社会学専攻	<p>社会学研究科は、博士課程前期・後期課程を設け、応用研究及び先端的研究を発展充実させるとともに、研究成果を社会に還元し、社会貢献できる高度専門職業人の養成にも力を注いできた。近年、人びとの生活に関わる問題は、いよいよ複雑化、深刻化する傾向にあることから、高度な専門職業人の養成は素より、専門性を支える研究の高度化、力量のある研究者の養成という社会的ニーズに応えるべく、より一層の充実をはかっていく。</p> <p>「ソーシャルリサーチ」「ソシオリテラシー」をキーコンセプトに据え、理論的・実証的な研究を現実課題の解決に応用できる能力の涵養を目指している。前期課程では社会調査の専門家を求める産業界のニーズに応える「専門社会調査士コース」も設置し、社会学の基礎力涵養に力を入れている。また後期課程では「先端社会研究所」とも連携し、世界をリードする独創的研究を担う若手研究者育成を目指している。</p>
法学研究科		<p>本研究科は、ソーシャル・アプローチの理念のもとに法学・政治学の研究をすすめ、良識を基礎に、幅広い社会的視野から論理的に物事を考察し、社会現象について深く洞察する力を有する高度な専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。</p>
	法学・政治学専攻	<p>広く深い社会的視野と教養に根ざした法学政治学の研究を極めることを通じ、法と政治の基礎にある自由と人権、正義を重んじ、社会に奉仕する精神に富む、高度の専門的能力をもつ有為な人材を育成することを目的とする。</p>
	政治学専攻	<p>政治学・公法学の分野において自立して研究活動を行える高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身につけ、またその研究能力を生かした高度に専門的な業務に従事することのできる能力を養うことを目的とする。</p>
	基礎法学専攻	<p>基礎法学の分野において自立して研究活動を行える高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身につけ、またその研究能力を生かした高度に専門的な業務に従事することのできる能力を養うことを目的とする。</p>
	民刑事法学専攻	<p>民刑事法学の分野において自立して研究活動を行える高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身につけ、またその研究能力を生かした高度に専門的な業務に従事することのできる能力を養うことを目的とする。</p>
経済学研究科	経済学専攻	<p>より高い水準の研究を志す学生に対して、広く経済学の専門研究の機会を提供し、多元的なものの見方や国際的な視野を育成するとともに、経済に対する高度な分析・応用能力を修得させる。社会人に対して、その職業経験と経済学の研究能力との融合をはかり、問題の発見能力とその現実的な解決能力とに秀でた高度職業人を育てる。</p>
商学研究科	商学専攻	<p>経営、会計、マーケティング、ファイナンス、ビジネス情報、国際ビジネスの6分野において、スクールモットーである“Mastery for Service”(奉仕のための練達)を具現化するために「組織運営に関して高い分析力と深い洞察力を有する研究者や専門職業人」を輩出する。そのため5年一貫の「研究職コース」と2年間の「専門学識コース」において、高度の専門性と豊かな人間性を備え、理論的基盤のある人間の養成を目指す。</p>
理工学研究科		<p>数学、物理学、化学、情報科学、生命科学の幅広い分野にわたり、それぞれの分野が有機的に連携しながら、基礎的研究から応用的研究まで、常に最先端のレベルの高い研究を行う。専攻分野における深い知識と高度な研究能力を身につけるとともに、専攻分野を超えた幅広い知識を修め、広い観点に立って研究を行うことができる高度な専門性を必要とする職業人や研究者を育成する。</p>
数理科学研究科	数理科学専攻	<p>前期課程においては、数学の基礎理論の修得を柱としながら、自然科学はもとより、社会科学への応用まで視野に入れ、数理科学の高度な知識と基礎的研究能力を養い、社会の幅広い分野で、専門性の高い職業に従事できる人材を育てる。後期課程では、数理科学の分野における自立した研究者にとって必要な高度で専門性の高い研究能力を培い、深い専門知識を必要とする分野で活躍できる人材を育てる。</p>

物理学専攻	前期課程では、物理学の基礎である数学の基礎学力を確かなものとし、ミクロからマクロまでの幅広い領域をカバーする物理法則のより深い理解をはかり、物理学的・論理的思考方法に立脚した実践的な研究能力ならびに英語で成果を公表できる能力を培う。後期課程では、新分野・新領域の開拓に必要な問題解決能力及び自立した研究者にとって必要な創造性の育成を通して、深い専門知識を必要とする職業に従事できる能力を涵養する。
化学専攻	高度な基礎化学知識並びに最新の化学研究に関する知識を持った、化学における専門性の高い課題に主体的に取り組み、解決出来る技術者、研究者を養成する。前期課程においては、この様な課題を解決しようとする際に要求される基礎概念を理解し、基本的な手法を修得する。後期課程では、これに加え、創造性、独自性の高い化学研究の遂行を通して、自立した研究者としての能力を培う。
生命科学専攻	前期課程においては、生命科学分野における幅広い知識と深い理解力を培うとともに、これらの知識を基礎とした研究能力及び成果を英語で公表できる能力、さらに高度な専門性を必要とする職業に柔軟に対応できる能力を養う。後期課程では、生命科学分野において自立した研究活動を行うことができる高度な研究能力と海外でも活躍できる国際性を培い、その研究能力を生かして深い専門知識を必要とする職業に従事する能力を養う。
情報科学専攻	前期課程においては、情報科学の幅広い知識と深い理解力を培い、これらの知識と理解力を基礎とした研究能力及び高度な専門性を必要とする職業に柔軟に対応し、健全な情報化社会の構想を立案できる能力を養う。後期課程では、情報科学分野において自立した研究活動を行う高度な研究能力とその能力を生かして深い専門知識を必要とする職業に従事し、さらに健全な情報化社会の構築を技術面と倫理面からリードする能力を養う。
人間システム工学専攻	前期課程においては、人間システム工学の幅広い知識と深い理解力を培い、これらの知識と理解力を基礎とした研究能力、及び高度な専門性を必要とする職業に柔軟に対応し、人を中心とした新しいシステムを創出できる能力を養う。後期課程では、人間システム工学分野において自立した研究活動を行う高度な研究能力と、その能力を生かして深い専門知識を必要とする職業に従事し、さらに新たな価値や産業を創出する能力を養う。
総合政策研究科	<p>総合政策研究科は、「自然と人間の共生、人間と人間の共生」を基本理念として、現代社会の諸問題を多様な視点から総合的に把握するための高度な課題発見能力と政策立案能力を実践的に涵養することを通じて、社会の各分野で指導的役割を果たしうる高度専門的職業人の養成と、併せて研究者として十分な専門的能力を有する人材を育成することを目的とする。</p> <p>この目的を達成するため、前期課程においては、政策立案・評価に関する理論的な理解を深めるとともに、課題発見・課題解決に向けた複眼的な研究手法を習得する。さらに、それらと並行して、具体的な政策課題について分野の異なる複数の教員が担当する課題研究に取り組むことで、実践的かつ高度な政策立案能力を持つ人材を養成する。</p> <p>後期課程においては、前期課程において獲得した理論的視点、複眼的研究手法及び実践的訓練を土台として、現代社会の諸課題を解明し課題解決のための斬新な知を生み出すことのできる専門研究者を輩出するために、博士学位取得に至るプロセスを明示した上で学位論文作成に向けた研究指導を行なう。</p>

言語コミュニケーション文化研究科	言語コミュニケーション文化専攻	<p>本研究科は、本学の基本理念のもとに高度な言語コミュニケーション能力を備え、建学の精神に基づく豊かな人間性と国際的・文化的視野をもった、高度の学問的専門性を備えた人材を養成し、社会に貢献することを理念とする。前期課程では、高度な言語コミュニケーション能力を養成し、その基盤の上に言語及び言語使用の実態を追求する言語科学、言語と深く結びついた文化学、さらに言語コミュニケーション能力をいかにして効果的に習得させるかという方法論を探求する言語教育学、外国語としての日本語教育の方法を探求する日本語教育学の研究を推進することによって、言語コミュニケーション文化を総合的に研究することを目的とする。後期課程では、前期課程で培った幅広い知識と研究能力を、言語コミュニケーション能力の理論的解明に特化した、高度で先進的な研究へと結実させる。また博士論文作成の指導を通してさらに総合的、専門的に深く研究し、「言語コミュニケーション文化学」の深化、発展に努める。</p>
人間福祉研究科	人間福祉専攻	<p>前期課程では、人間福祉の諸分野を学び、高い学識と高度な専門的な知識を持ち、リサーチ能力、分析能力、政策立案能力を涵養し、社会の様々な場においてその専門性を発揮し、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。同時に、後期課程に進学していくための研究指導と教育も行う。</p> <p>後期課程では、人間福祉の領域における高度な研究能力を涵養し、学問研究の継承と独創的な研究により博士学位を取得できる人材の育成を目的とする。</p>
教育学研究科	教育学専攻	<p>教育学研究科は、関西学院大学の理念であるキリスト教主義に基づく人格の陶冶を踏まえ、その教育のキーコンセプトとして「実践力」、「教育力」、「人間力」を据える。「実践力」とは、幅広い教育現場で、強い情熱、子どもへの愛情、優れた指導力を持って、実践にあたることのできる資質である。「教育力」とは、高い使命感と確かな知識と力量を持って、子どもへの教育と支援ができる資質である。「人間力」とは、総合的な判断力と視野の広さ、思慮深さ、豊かな人間性と人権意識、さらに豊かなコミュニケーション能力を持ち、それらを実践に役立たせることのできる資質である。こうした3つの「力」を持ち、「子ども理解」を基礎に現代の複雑で困難な教育問題に向き合うとともに、高度な専門性によって指導的な役割を担うことのできる「教育者」(専門的教育者)及び研究者を養成することを目的とする。</p>
国際学研究科	国際学専攻	<p>多様な文化・価値観が共存する現実の中で、国際社会とそのガバナンス構造の変容に関わる様々な地域的・地球的課題を分析し、解決策を講じるためには、歴史的・地域的に形成されてきた多様な文化・価値観、それに基づく社会ガバナンス構造、そしてその制度的枠組みとの相互作用の中で繰り広げられる経済経営行動を横断的に理解・分析する能力、それに基づいて各課題の解決策を提案・実践する能力、およびそれらの成果を分析・評価する能力をもつ人材が必要である。</p> <p>よって国際学研究科は、多様な文化・価値観が共存する国際社会とそのガバナンス構造の変容に関わる地域的・地球的課題を人文・社会科学的に分析し、解決策を講じることを教育・研究上の理念・目的とし、その課題の解決に貢献することのできる高度な専門的職業人・研究者などの知的人材を育成する。</p>
経営戦略研究科	先端マネジメント専攻	<p>経営戦略研究科は、専門職学位課程としてMBA教育を行う経営戦略専攻と職業会計人養成のための会計専門職専攻を擁し、実践的な実務教育により経営及び会計の高度専門職業人を養成することを目的としている。各々独立した専攻でありながら、同研究科内で補完し、二専攻による優れた教育効果を学生に与えることを目指している。また、博士課程として先端マネジメント専攻を擁し、経営・会計の理論研究と実践的応用研究の推進及びこれを担う研究者や専門家等の養成を目的としている。</p> <p>博士課程先端マネジメント専攻は、先端的なマネジメントの問題を解決することに注力しながら、理論的な研究と実践性のある応用研究の双方を推進することを目的としている。本博士課程において主に養成する人材像は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業経営者・企業幹部や自治体等行政機関の上級管理職となる者</li> <li>②民間もしくは公設の研究所などの研究員</li> <li>③高度なコンサルティング能力を持つ専門家</li> <li>④専門職大学院等において教育に従事する研究者教員もしくは実務家教員</li> </ul>

